□一般区域・ゾーン別基準

基準表Ｂ、基準表Ｃについては、当該ゾーンに係る景観形成基準のみを抽出していることから、各基準の最初の番号が「１」から始まらない場合があります。

各景観形成基準の番号はP11～P20参照とし、別冊の景観形成基準解説書の図解番号と一致しています。

行為の対象となるゾーンの該当する景観形成基準のみ、

主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｂ

【一般区域：ゾーン別基準（パールロード沿道）】

| 項目 | | | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規  模  ・  配  置 | Ｂ１  規模  ・  配置 | | １．行為地周辺に海水浴場や港、又は海沿いのビューポイント等がある場合は、海側の敷地境界線から建築物等をできる限り後退させるなど、規模及び配置を工夫し、行為地周辺の海岸からの開放感ある眺望の確保に配慮すること。 |  | □ |
| ２．行為地周辺の道路や公園等の公共の場やビューポイントから海が見通せる場合は、規模及び配置を工夫し、海への眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| 形  態  意  匠 | Ｂ３  形態  意匠 | | ２．海岸付近においては、壁面等の形態意匠を工夫し、開放感と親水性に富んだ空間の創出に配慮すること。 |  | □ |
| 色  彩 | Ｂ５  外  壁 | １．建築物等の外壁のうち、基調となる色彩については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とする。 |  | □ |
| Ｂ６  屋  根 | １．建築物等の屋根については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とするとともに、自然景観から突出する高明度色は避けること。 |  | □ |
| Ｂ７  外構 | | | ２．海岸付近においては、開放感のある外構となるよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｂ８  敷地の緑化 | | | １．接道部や角地、駐車場等は、積極的な緑化に配慮すること。 |  | □ |
| ２．多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリー等の植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。 |  | □ |
| ３．海岸付近においては、樹種の選定を工夫し、海辺の雰囲気の創出に配慮すること。 |  | □ |